スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を

改正する法律の概要

参考2

趣旨

スポーツ基本法の制定から14年、スポーツを取り巻く社会環境は大きく変化。健康長寿社会や共生社会の 実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決 に期待が高まっている現状に対応するとともに、ウェルビーイングの向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点か ら、所要の改正を行う。

1. スポーツ基本法

概要

<u>ー 前文</u>

(1)スポーツに親しむことのできる機会の確保等(※基本理念にも規定)、(2)多様な国民一人一人の生きがい 及び幸福の実現等(")、(3)スポーツと文化芸術等の他の分野との連携、 (4)スポーツの果たす役割における、いわゆる「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」の明示

二 基本理念

(1)スポーツによる地域振興の推進、(2)スポーツによる健康で活力に満ちた長寿社会の実現 (3)スポーツによる共生社会の実現、(4)国際的な規模のスポーツの競技会の例示の追加

三 スポーツ団体の努力等

- ・スポーツ団体は、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとすること。 ・国等が連携を図る関係者として、スポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者の明記
- 四 地方スポーツ推進計画 ・都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めることができる旨の明記

・スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる旨の追加

五 基本的施策 1 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(3)スポーツに関する諸科学の例示の追加

- (1)まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等(スポーツコンプレックス) (2)スポーツ事故の防止等に係るスポーツの実施のための環境整備及び気候の変動への対応についての留意
 - (4)スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備等 (5)部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じたスポーツの推進等
- (6)スポーツ産業の事業者が果たす役割の明示等 2 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備
 - (1)多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保(スポーツホスピタリティ)
 - (2)情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実(eスポーツ)
- 3 全国的な規模のスポーツの競技会等に関する規定についての所要の改正
 - (1)名称の変更(全国パラスポーツ大会等)、(2)国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の意義の明示等、 ③国際競技大会の我が国への招致等の適正の確保、④企業等が果たす役割の明示
- 4 スポーツの公正及び公平の確保等
- (1)暴力等の防止、(2)スポーツに係る競技の不正な操作等の防止、(3)ドーピング防止活動の推進、 (4)スポーツの公正の確保等のための具体的な役割を担うスポーツ団体の組織運営に関する指導等の
- 状況についての報告等 六 スポーツの振興のために必要な資金等

スポーツの振興に関する知識、人材及び資金の好循環の実現等

2. スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

概要

国等が連携を図る関係者として、「一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構」を位置付ける。